

第2回鳥取県地域自立支援協議会（3月17日）

（上田課長補佐） それでは定刻となりましたので令和7年度第2回鳥取県地域自立支援協議会を開催します。開催に当たりまして、まず、鳥取県障がい福祉課長の小林より御挨拶させていただきます。

（小林課長） 障がい福祉課の小林でございます。日頃より皆様には県内の障がい者福祉サービスの充実に御尽力をいただきまして感謝申し上げます。それから廣江座長様、本日も午前中、西部圏域の精神障がいのある方の地域移行の会議に出席されていたと伺いました。本当に関係の皆様には日々様々な立場で障がいのある方の支援に関わっていただき、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

福祉だけではなくて全産業において、人材不足は深刻でございますし、親亡き後の問題だったり、強度行動障害のある方の支援など課題がたくさんある中で、今朝の新聞にありましたように、米子の就労B型の事業所が指定取消しになるなど、あと、あるいは全国的にも虐待の事案が後を絶たないですし、その背景には人材不足に伴う現場の御負担、御負担感、疲弊もあるのではないかなと思いますけれども、遅ればせながら人材確保の対策を障がい福祉分野でも後押ししながら、併せて指導監査の徹底ですとか、本日議題に掲げております意見申出制度の活用などの対応で障がい福祉サービスの質の担保についても、市町村の皆様とも連携しながらしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

そのような観点から、本日は3つの議題について意見交換をしていただくこととしておりますので活発な御議論についてよろしく願いいたします。以上です。

（上田課長補佐） ありがとうございます。本日御出席の委員及びオブザーバー等の皆様につきましては、お手元に出席者名簿配布しておりますので御確認いただき、御紹介は省略させていただきます。本日は、発言以外はマイクはミュートにいただき、発言なされるときはマイクをオンにいただきまして所属と名前を言っていただき発言をお願いいたします。

それでは議事のほうに入っていきたいと思います。議事の進行は廣江座長にお任せしますのでよろしく願いいたします。

（廣江座長） 皆さん、お疲れさまです。年度末の忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。鳥取県の障がい福祉が1つでも2つでも前進していけるように、皆様方の御意見、ぜひ反映させていただきたいと思います。これから4時までですね、長丁場になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速議事に入っていきたいと思います。最初の議事につきまして、地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みについて事務局のほうから説明をお願いします。

（上田課長補佐） はい。私、県の障がい福祉課の上田と申します。よろしく願いいたします。資料の1を御覧いただけますでしょうか。地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業所指定の仕組み（意見申出制度）について御覧いただけますでしょうか。まず、その資料中の現状のところを御覧いただけますでしょうか。第1回の本会議でも御紹介させていただきましたけども、都道府県が行う事業者指定及び指定更新に対し、市町村が関与できる仕組み意見申出制度が令和

6年4月1日施行で創設されたところでございます。現在の就労支援B型事業所に対する市町村意見書等や評価指標により質を確保しておりますが、これを継続しつつ次年度より全サービスの申出が可能となります意見申出制度の運用開始することにより、地域のニーズに応じたサービス提供体制を確保し、利用者が真に必要とする質の高いサービスの提供を図っていくことができると考えております。

それで、この制度につきましての説明ですけれども、市町村から意見申出ができる、意見申出に基づき都道府県に付す条件の事例を上げさせていただいております。医療的ケア児、重症心身障がい児、行動障がいの強い児童などの受入れを広く積極的に努めることであったり、行動障がい者支援養成研修を積極的受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めることや障がいの程度や就労の移行に合わせてステップアップできる支援に努めることや市の自立支援協議会に参加することなど事例として考えられております。それで、詳細につきましては、参考資料にも一部示させていただいておりますので御参考いただければと思います。市町村が意見を申し出る際は、市町村障害福祉計画等に記載が根拠となりますから、次期障害福祉計画等の策定に当たっては意見申出制度の活用も念頭に入れた上で必要な記載の検討が必要となります。

それで、次の意見申出制度の活用についてということで、質の高いサービスの提供を図っていくことが可能となる制度について、活用について本日御提案させていただければと思います。地域のニーズを踏まえて利用者が必要とする質の高いサービスの提供を図るため、令和8年度から意見申出制度運用案のとおり取組をすることとしたいので、御意見をお願いしたいと思います。意見申出制度の運用案ですけれども、意見申出制度の流れ、図で示しましたフロー図参照を御覧いただければと思います。6ページにあります。県障がい福祉課は市町村に期限を明示して通知の求めをするかの照会を行います。次に意見申出する市町村は期限内に県（障がい福祉課）に通知届出書を提出いたします。

続きまして、県障がい福祉課は県中西部総合事務所県民福祉局に市町村から届出があった通知届出書を送付することになります。それで、県中西部総合事務所県民福祉局は事業者から新規（更新）申請があった場合は、通知届出書を提出した市町村に通知届出書に記載のあったサービスに限り意見照会通知書を送付する流れになります。

続きまして、市町村は県中西部総合事務所県民福祉局から意見照会通知があった日から10日以内に申出書により意見を申し出ることができます。続きまして5ページに続きます。県中西部総合事務所県民福祉局は市町村から申出のあった意見申出書を踏まえまして、事業者の指定に際し、条件を付して指定を行うことができます。併せて、市町村に指定通知の写しを送付するという流れになります。ここでこの制度では条件に反した事業所に対して勧告及び指定取消しを行うことができます。続いて通知届出書の内容に変更がある場合は、市町村は県障がい福祉課にその都度変更届を提出するという流れになっております。適用時期につきましては令和8年5月1日付の新規（更新）指定から適用したいというふうに考えております。

続きましてスケジュールですけれども、本日の自立支援協議会の協議を経まして3月末頃には市町村に通知の求めを照会を行いまして、4月中旬頃には市町村は意見申出する場合は、県のほうに届出書を提出するという流れになります。その後、県障がい福祉課は各総合事務所県民福祉

局に通知申出書の写しを送付いたしまして5月1日付の新規（更新）指定から意見申出制度の適用を開始するような流れを考えております。意見申出制度の運用案については以上でございます。皆様の御意見をよろしく願いいたします。

（廣江座長） はい。ありがとうございます。皆さん、この意見申出制度についての説明いただきましたけども、こちら制度の適用について、もう早々に来年度から開始していきたいと取り組んでいきたいという説明でした。何かこの件につきまして御質問、御意見ある方はお願いいたします。はい、乾さんお願いします。

（乾委員） はい。鳥取県自閉症協会の乾です。ちょっとよく分からいまの質問になりますが、まず、総量規制というものをするために、今まで事業計画書を事業所に出してもらったり、評価指標を作って市町村とともに、事業所を回って聞き取りをしたりしておられたんですが、この関係がそれをもう止めてということになるんでしょうか。そして、総量規制ではなくなっている現状っていうふうに書いてあるんですが、今までのものが、成果がなかったということになるんでしょうか。その辺り、今後はどうされていくのかっていうことをお尋ねしたいのと、あと、フロー図でいきますと、まず、1番の通知の求めをする箇所の照会をしていかれるということなんですが、10月の時点で全国的にもよく分からないというね、市町村があつたりとか、鳥取県では全くこれをするっていうふうに言ってくるとこはなかったとかいうことがあるんですが、この周知の辺りで市町村さんが必要だなという、これが必要だというふうに思ってもらえるのか、照会しても誰も2番の通知の求めをしないと問題だなと思うんですが、その辺りは市町村はもう周知がちゃんとできているのかっていうことをお尋ねしたいです。

（廣江座長） はい、御質問ありがとうございます。確かに総量規制と違いは何のなのかという辺りも分かりにくいところがありますので、そういった点や現在のところで市町村のほうから何かしら御意見等が上がっているかどうか、その辺りについて事務局から御説明をお願いします。

（小林課長） はい。障がい福祉課小林でございます。自閉症協会の乾さんからの御質問でございます。まず、西部圏域で行っております総量規制ですね、おっしゃるとおり、今、計画書とかを丁寧に具体的に出してもらったりとか、それに基づいて評価指標を作って市町村及び県で丁寧に審査してきておまして、その結果として、実際令和6年の11月に指定をした案件があるように総量をおつてばしと決めてしまっているわけではなくって、あくまでも質を担保する仕組みとして運用をしてきたところでございます。それで、その結果として効果があるなしで言えば、やっぱりこの指標があることで少しハードルが上がって、言い方は悪いんですけども安易な民間企業の、民間企業が全て悪いわけではないんですが、安易な民間企業による参入みたいところがやっぱり一定程度相談ベースで少し抑えられたとか、申請に実は至ってない案件も複数聞いておまして、そういうふうな形でやはりサービスの供給量をコントロールできたと、その一定の効果はあったのかなというふうに考えております。以上です。

それからあと、フロー図のことについては担当の上田補佐から説明させていただきます。

（上田課長補佐） はい。先ほど質問がありました通知書の求めをする照会ということで、それで、照会をして実際市町村からの反応はどうかというような見通しについての質問だったかと思いますが、実際この制度を運用したいという市町村もございます。それで、この意見申出制

度というのは、まず、地域の実情を指定に反映させるという趣旨のものでございますけど、まず、県としては法律上、できる定めになっておりますので、そういった制度のまず仕組みをつくるということがまず一番最初に考える重要なことだと考えております。ですので、まず、市町村に照会をしていただいて、それで、そこで意見申出をするようなサービス、地域の実情を踏まえて、まずこういったサービスについては通知をしてほしいというようなところを県としても把握しまして、それで通知の際にはそれをお知らせしてという一定のフロー図でございますけども、こういった枠組みと言いますか、仕組みを、まず、立ち上げるということが重要で、今後プランの見直しとかされると思いますが、見直しに併せてこういった制度の活用とかも念頭に考えていただければというふうに考えております。以上です。

（廣江座長） はい、乾さんいかがでしょうか。お分かりになったでしょうか。

（乾委員） はい。分かったような、分からないような。よろしくお願いしますと言えないです。お願いします。

（廣江座長） 総量規制と意見申出制度の違いについて、もう少し御説明いただけますでしょうか。多分その辺りがまだ、うまく伝わってないような気がするんですが。

（小林課長） はい。障がい福祉課小林でございます。ここはなかなかちょっと既存の資料、今お手元に配布している資料だけだとなかなかちょっと十分に分かっていただくことが難しいかもしれないんですけども、先ほどの乾さんへの回答と同じような形になるんですけども、総量規制といいますか、質を担保する仕組みですね、そのために評価指標という細かな基準を設けて、それで、市町村さんから意見書をもらうときにも、それに従ってしっかり審査をして意見をいただきますし、とういうことで、質を担保して、不適合箇所が評価指標に基づいて不適合なものが見受けられるものについては、指導や改善を求めている安易に指定しないような、そういうふうな形で歯止めもかけております。

同じように、意見申出制度に移行した場合でも、そのような形で指定に当たって市町村さんから地域のニーズに合った御意見をいただくとういうことで、もちろん指定しないという否定的なことではなくて、こういうふうなところに配慮したサービスをしてほしいとか、そういうふうな前向きな意見をいただくことで指定する障害福祉サービスに反映させていくと、それがより地域のニーズに合うような形、そういうことで市町村さんも計画に沿ったサービスが実現できるようにできるだけ誘導していくと、そのようなことを目標に全国的に導入されたものだというふうに理解しておりますので、鳥取県におきましても実は2年遅れで始めることになりますが、送ればせながらそういうふうな市町村申出制度ができるとういうことを県内全域で枠をしっかりとつくり出すので、あとはどのサービスで活用されるかどうかについては、各市町村さんで手上げ方式で選択をいただきながら少しまだら模様にはなりますけれども、始めて見ていってはどうかなとういうふうに考えて御提案を申し上げているところでございます。少しまたまた分かりづらいですが、以上でございます。

（廣江座長） よろしいでしょうか。ほかの方も御理解いただけていますでしょうか。今の説明からですと、総量規制は今のところ、その指定された地域でその事業を申請した場合、全ての事業所が評価をされて市町村から意見を聞いてやるとういうことになりますが、申出制度のほうは事

前に市町村がこの事業とこの事業とこの事業については意見を述べたいというものを選んでいきます。選べなかった事業についてはそのまま県は指定の申請を受けて地域指定をするかどうかを判断するという流れになるという理解でよろしいでしょうか。

（小林課長） はい。廣江座長から補足いただきましてありがとうございます。そういうことでございます。例えば、もっと言うと、西部圏域では就労B型などは供給が過多になっているとちょっと多いというふうに懸念がある一方で、生活介護などはやっぱり相場感としてなかなか利用が断られるようなそういう実態があるように聞いておりますので、そういうふうな形でやっぱりめり張りをつけて各市町村さんの実情に応じたそういうふうなサービスが展開できるようになればいいなというふうに思っております。以上です。

（廣江座長） はい。ありがとうございます。市町村のほうでもこの事業を新しくやるところにはこういうことに気をつけてやってもらいたいみたいなものをぜひ指定の際に入れていただきたいというようなことができるようになるというのも、申出制度の新しい部分かなと思います。この件につきましてどなたかほかに御質問等ございますか。はい、椿さんどうぞ。

（椿委員） すみません。いつもお世話になっております。すてっぷの椿です。ちょうど説明をいただいた、来年度からこの意見申出制度に取り組まれるということだったと思うんですけども、それぞれの総量規制と意見申出制度の主旨があるのかなというふうに思って伺いました。この意見申出制度はそれぞれのその事業の内容について条件的なところを付けることができるようになるというものでよかったですでしょうか。ということであると、そもそもの総量規制との主旨の違いみたいなのはあるのかなと思って聞かせていただいたんですけども、それぞれの今後在り方というか、新たに意見申出制度に取り組んでいくということで、その辺りの取扱いについて、今後の県としての考え方みたいなところを伺えたらな、両輪でやっていくということになるんだろうと思うんですけども、それぞれの必要性みたいなのも含めてお話が伺えたらと思います。

（廣江座長） はい、御質問ありがとうございます。では、事務局から御解答願えますか。

（小林課長） はい。引き続き障がい福祉課小林でございます。今日の資料だけだと違いについてなかなかちょっと分かりにくいところもあるかと思います。今、椿さんがおっしゃったように、そもそもやっていた就労B型への制度質を担保する仕組等の趣旨の違いなど、両方で並行してやっていくというふうな御説明もしましたけれども、そこの県の考え方については、少しもう一度分かりやすく整理して改めて皆さんにお示しする機会を持ちたいなというふうに考えております。以上です。

（廣江座長） 椿さんよろしいですか。

（椿委員） はい。ありがとうございます。この新たな意見申出制度というのも、必要な制度だというふうに思って聞かせていただきました。また、総量規定との違いというところは一つあるかなと思っていますので、その辺り整理をしていただいて説明をいただけたらなというふうに思います。それぞれに必要なものではないかなというふうに思っているところです。ありがとうございました。

（廣江座長） ありがとうございます。では、また改めて分かりやすい資料など含めて御提示いただけるようお願いいたします。ほかにはいかがでしょうか。はい、保木本さんどうぞ。

（保木本委員） ちょっと僕もよく分かってない感じで質問するんですけど、多分、鳥取市中核市だからだと思うんですけど、東部の状況ってどうなっているのかなっていう、東部にいながらあまり状況を把握してないんですけど、多分これ中部西部というところで何かお話しされているのかなと思ったんですけど、何か東部の状況で御存じのこととかあれば少し、東部もこんなような感じで動くのかっていうのは、もし御存じだったらお聞きできたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

（小林課長） はい。それでは廣江座長様、東部会場に鳥取市の足立さんがおられますので、こちらからちょっと状況を報告いただきます。

（廣江座長） はい。よろしくお願いします。

（足立委員） はい。鳥取市障がい福祉課足立です。東部の状況としては、鳥取県さんが今回作られているようなものはまだできてない状況だと聞いていますけれども、基本的には、この制度自体は把握はしていますというふうなところでした。特に、そもそも総量規制というふうなところも、東部のほうはやってないところがありますので、いろいろ心配しているところはあるんですけども、足並みはそろえてやっていきたいというふうなことは言っています。具体的には事前の周知みたいなのところもやっぱり気をつけていきたいとか、更新のときには、もし数が多かったら意見照会の通知の作成がちょっと間に合わないかもしれないとか、事務的な心配は聞いてはいますけれども、鳥取県さんに作っていただいたものに基本的には沿っていくようなことになるのかなというふうなことで聞いております。はい。以上です。

（廣江座長） 保木本さんいかがでしょうか。

（保木本委員） はい。大丈夫です。ありがとうございます。

（廣江座長） 先ほど東部っていう言い方をされたんですが、今の足立さんの説明は鳥取市の説明ということでよろしいですね。

（足立委員） 東部、1市4町の分ですね、鳥取市と岩美、智頭、若桜、八頭の4町。

（廣江座長） ここは、もう同じ扱いでいくということ。

（足立委員） 何か私が意見を求め、どちらかというと、鳥取市の言うほうの立場のお話ですけども、基本的にはどちらかというと前向きな話がしやすくなったのかなというふうな認識があります。県の障がい福祉課様が示していただいている、例えば自立支援協議会に参加することというふうなことで例示として書いていただいていますけれども、やっぱりこういったことはやはり総量規制ではできる話じゃないのかなと思うところがございますので、確かに総量規制という視点で言えば、あまり変わり映えはしないのかもしれないですけども、何か前向きに何かこうしてやっていこうと思うときにはやはりこういった制度を仕組みとしてつくっていただいたという印象はあります。以上です。すみません。余計な話でした。

（廣江座長） ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。特にないようでしたらこの件につきましては以上とさせていただきます。続きまして議事の（2）令和8年6月障害福祉サービス等、尾崎さんかな。

（尾崎委員） はい。すみません。1点だけ確認で、まだこれからスタートするということなんですけれども、市町村からの意見申出に基づき、都道府県が出す条件というところの事例で上

げておられるですけど、いろんなことに努めることとかいう形で書いてあって、これは追って何か確認していかれるものになるんですか。どういったところを評価にされるのかとか、市の協議会に参加することというのは、その出席で分かるかなと思うんですけども、それ以外のところ、どういうふうに評価していかれるのかなと思って、県のほうでのお考えがあったら教えていただきたいです。

（廣江座長） はい、県の事務局から御説明をお願いします。

（上田課長補佐） はい。今、御質問をいただきましたけども、条件を付した後に、その条件が満たしているかどうかというのは何らかの形で確定していく必要はあると考えております。

（小林課長） 補足ですが、それを例えば指導監査のような形の機会を通じてやっていくかどうかも含めて、少しそこはこれからの制度設計どうしていこうかなというふうに、今、試案しているところでございます。以上です。

（廣江座長） 尾崎さんいかがでしょうか。

（尾崎委員） はい。分かりました。ありがとうございました。

（廣江座長） ほかに追加でこの件についてございますでしょうか。よろしいでしょうかね。はい。それでは続いて令和8年6月障がい福祉サービス等報酬の臨時改定について、事務局から説明をお願いします。

（北村係長） 障がい福祉課北村と申します。では、私のほうから令和8年6月障害福祉サービス等報酬の臨時改定について御説明をさせていただきます。資料の2番を御覧ください。併せて参考資料2の令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について、令和8年2月18日障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料も適宜御覧いただけたらと思います。

障害福祉サービス等報酬につきましては、介護報酬と同様に国の強い経済を実現する総合経済対策の内容を踏まえまして、令和9年度の改訂を待たずに令和8年度6月に期中改定を実施する予定となっております。具体的な内容としましては、次の3点が主な改定事項となります。障害福祉分野の職員を対象に月1万円程度の賃上げ及び生産性向上等に取り組む事業所に対する上乗せ措置月0.3万円程度講じる予定となっております。さらに、計画相談事業所等、これまで処遇改善加算の対象とはなっていなかったサービス種別についても新たに処遇改善の対象とする予定となっております。

また、障害福祉サービス等総費用額が急激に伸びているといった現状を踏まえまして営利法人等の新規参入の増加等を一因とする人材不足等の状況、こういった状況も合わせて踏まえて事業所数が急増しているサービスの種別就労継続B型やグループホーム等につきましては、新規事業者に限り一定程度引き下げた報酬単価を適用するといったもの、続いて本来の制度趣旨に沿わない算定が散見されているような一部の加算について適正化等の見直しを行うといったようなものが6月の臨時改定で行われる予定となっております。

それぞれの改定事項について詳細を説明させていただきます。参考資料2のほうは20ページのスライドを御覧いただけたらと思います。障害福祉人材の確保に向けた処遇改善支援ということで、介護分野の状況も踏まえまして、障害福祉分野の職員の処遇改善、障害福祉サービス等事業者の生産性の向上や協同化の促進のために幾つかの措置を講じることとなっております。こちら

施行時期は令和8年6月施行を予定されております。なお、これらの措置による改定率は+の1.84%となる見込みとなっております。具体には福祉介護職員のみならず、障がい福祉従事者を対象に幅広く月1万円程度の賃上げを実現する措置を実施、併せて生産性向上や協同化に取り組む事業者の福祉介護職員を対象に月0.3万円の上乗せを実施、これら合計で最大月1.9万円程度の賃上げ、これは定期昇給の0.6万円を含んだ額となりますが、1.9万円程度の賃上げを実施する見込みとなっております。

また、今まで処遇改善の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援についても新たに処遇改善加算の制度を設けることとなっております。これに関しまして、さらに令和7年度の、今年度の補正予算による緊急的な対応としまして現在これらの加算措置と同程度というような形で補助金による賃上げ支援を実施しているところになります。こちら令和7年12月～令和8年5月までの6か月分相当という形で月1万円程度の補助となるような補助金を現在実施しているところでございます。こちらについても計画相談支援等のサービスについても加算算定に準ずる要件を設定した上で補助対象としております。

続きまして、2番の令和8年度新規開設事業所への応急的な報酬単価の適用についてになります。参考資料のほうは28ページの下のスライドのほうから御覧いただけたらと思います。障害福祉サービスに係る総費用が増加し、また、人材確保が喫緊の課題となっている状況を踏まえまして、収支差率が高く、かつ、事業所数が急増しているようなサービス種別については、サービスの質を担保しつつ、制度の持続可能性を確保する観点から、それぞれの収支差率に応じて、新規の指定を受ける事業者に対しては応急的な報酬単価を適用することとなっております。こちらの応急的な単価というのは一定程度下げた基本報酬を適用するといったことになっておりまして、こちら令和8年6月から施行予定となっております。対象サービスは資料2のほうに書かせていただいておりますが、就労継続支援B型、共同生活援助、こちらは介護サービス包括型と日中サービス支援型が対象になっております。併せて、児童発達支援、放課後等デイサービスがこの応急単価の対象サービスになっております。さらに、令和8年6月以降に新規開設された事業所について適用される予定になっておりまして、既存の事業所については従前どおりとなっております。

また、適用期間については令和9年度報酬改定までの間というふうな設定がされております。単価につきましては、平均収支差率や給付費に占める基本報酬の割合等踏まえまして、サービスごとに1%強～3%弱程度引き下げた基本報酬額となる予定になっております。また、受入れニーズが特に高い重度障がい児の方ですとか、サービスが不足しているような地域については、これらの応急単価の適用対象外というふうな形になっております。各サービスにおける具体的な報酬単価につきましては、参考資料のほうに具体的な適用単位数等記載されておりますので、こちらについては後ほど御確認をいただけたらと思います。

続きまして3番の就労移行支援体制の加算の見直し等についてになります。まず、就労移行支援体制の加算の見直しについてですが、参考資料のほうは22ページの下スライドのほうから御確認をいただけたらと思います。こちらについてですが、就労継続支援A型等につきましては、一般就労への定着に向けた継続的な支援体制が構築されている事業所を強化するために、就労移

行支援体制加算ということで、前年度の就職活動に応じた加算が設定されているところでございます。この加算につきましては、同一の利用者についてA型の事業所と一般企業の間で複数回転職を繰り返して、その都度加算を取得するといったような、本来の制度設計では想定していなかったような、趣旨と反するような算定をする事業者について報道があったところでございます。こちらについて、本来の制度趣旨に沿った運用が行われるように、この就労移行支援体制加算について1事業所での算定可能となる就職者数の上限を設けるといったような適正化を行うような見直しがされる予定になっています。こちらにつきましては、令和8年度4月から施行予定というふうになっております。

続いて、3の(2)就労継続支援B型の基本報酬区分の基準の見直しについてです。参考資料のほうは28ページを御覧ください。就労継続支援B型の基本方針については、平均工賃月額によって区分されているところでございます。令和6年の報酬改定によりまして、平均工賃月額の算定方式に見直しが行われまして、それを受けて想定以上に高い報酬区分が、全国的に高い報酬区分の事業者が増えたというような実情があるようでして、それに対応するために、基本報酬区分の基準の見直しが行われる予定となっております。その際には、事業運営に大きな影響が生じないような一定の配慮、こういったことも併せて行われる予定となっております。こちらについては、令和8年6月からの施行予定となっております。

見直しの内容としましては、基本報酬の算定基準となる平均工賃月額の引上げが行われるとともに、令和6年の報酬改定前後で区分が上がってない事業所については見直しの適用対象外とするなど、配慮措置が講じられる予定となっております。こちらの平均工賃月額の基準の引上げ等について、見直しのイメージ図がスライド28ページのほうに記載をされておりますので、併せて御覧をいただけたらと思います。また、各報酬区分における基準の見直しの実際の基準額等々については、詳細が参考資料の23ページから記載されておりますので、こちらについても後ほど御確認をいただけたらと思います。

続きまして、4番の障害福祉サービス等報酬の地域区分の見直しについて御説明をさせていただきます。こちらに関しましては、令和8年の改定ではなくて、令和9年度改定に向けた検討事項の動きということで御説明をさせていただきます。障害福祉サービス報酬における1単位の金額につきましては、1単位10円を基本としまして、地域区分における上乗せ割合を乗じて算出することで、全国的な人件費等の地域差を報酬単価に反映するような仕組みとなっているところでございます。この地域区分については、原則として各地域における民間の賃金基準の水準を反映して設定されている公務員の地域手当に準拠しているところでございますが、この公務員の地域手当については、令和7年度から段階的な見直しが行われているところございまして、これを踏まえまして、それを基としている障害福祉サービスの地域区分についても、令和9年度の報酬改定に向けて見直しの検討が現在進められているところでございます。

現在、各市町村に対して、今後の障害福祉サービスにおける地域区分に対する意向調査、地域区分の設定に係る意向ですとか、各市町村における公務員の地域手当の割合の独自設定等々の条件調査について行われているところでございます。今後、この調査の結果を踏まえまして、令和8年度以降に報酬改定検討チーム等で議論が行われまして、令和8年度の末頃を予定として、市

町村に令和9年度からの地域区分の数字が提示される予定となっております。以上、矢継ぎ早の説明となって大変恐縮ですが、令和8年6月の報酬改定の内容について御説明をさせていただきました。事務局からは以上になります。

（廣江座長） はい、御説明ありがとうございます。幾つかの臨時の改定が令和8年6月から開始されるというところでした。この件につきまして、皆様方から御質問、御意見等ございますか。私から1つ確認というか、気になった点があるんですが、新規の事業所の報酬単価を一定程度引き下げるという内容が盛り込まれているんですが、これ、令和8年6月1日以降に新規開設された事業所となっておりますが、4月、5月に申請があったところは間に合うということで、減額なしで新規を立ち上げることができるということになるんでしょうか。

（北村係長） そこは指定日基準になるので、5月中に間に合えば現行の報酬単価が適用されるというところになるかと思います。それで、国のほうからはこの6月以降に報酬が減額になるということを踏まえて、特に指定事務の手続ですとか、そういうスピード感をここに配慮するようはないというような連絡も併せて出てきているところではあります。

（廣江座長） なるほど。駆け込み申請の可能性があるということですね、そういうことになると。

（小林課長） 廣江座長、これに関しまして、障がい福祉課小林からですけれども。

（廣江座長） はい。

（小林課長） 西部総合の福光副局長から、この駆け込み云々かんぬんについて、現状の動き等あれば、少し気がついたことがあれば御紹介いただけたらと思います。ただ、質の担保の指標をつくってしっかり、入念に審査している就労B型については事実上、審査に相応の日数がかかっておりますので、これについては歯止めは効いていると思うんですけれども、例えばそれ以外のグループホームが駆け込みであるとか、そのような状況、相談ベースでいいので、ちょっと御披露いただけたらと思います。

（福光西部県民局副局長） はい。西部総合事務所の福光と申します。よろしくお願いいたします。この報酬の引下げが6月からあるかなってということで、それまでに指定を受けたいっていうようなことで、新規の相談とかが増えていたというような印象はちょっと今のところ、感じていないというのが私の実感でございます。取り急ぎ、今の状況としてはそんな感想です。以上です。

（廣江座長） これは鳥取市さんも同じでしょうかね。

（小林課長） 鳥取市さんは、ちょっと指導監査室が今日は御出席いただいてないので、ちょっと状況分からないようなんですが。すみません。中部総合の田中さん、出席されていましたっけ。中部総合の田中さん、すみません。むちゃぶりで恐縮ですけど、いかがでしょうか。

（田中部県民局主事） はい。中部総合事務所の田中です。よろしくお願いいたします。中部では、実際に今、5月指定で動いている事業所が2件ございます。ただ、6月に報酬が下がるからって理由で5月指定にされたか、そういうお話は特になくて、前々から5月で指定されてる。なので、駆け込みで6月で報酬が下がるからって理由で駆け込みで指定申請されてるという印象はないので、今のところ、なので、駆け込みで指定申請されてるという事業所は、という印象は特にはないです。以上になります。

（小林課長） 田中さん、ちなみにそれは、サービスは何でしょうか。

（田中委員） 1つが共生型の生活介護と、もう1つが就労継続支援B型のサービスです。

（小林課長） はい。すみません。御紹介いただきましてありがとうございました。廣江座長にお返しします。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。グループホームとかはなかなかすぐにとというのは物件のこともありますので難しいかなとは思いますが、今のB型、総量規制がかかってないB型、地域のB型や児発、放デイなどは、場合によっては既存の事業に加えるような多機能でいかせるというようなことを考えられるところも、もしかしたらあるかなというふうには思ったもので、ちょっと発言してみました。はい、では、ほかに何か御質問、御意見等ある方、いらっしゃいますか。

（市川委員） 市川です。

（廣江座長） はい、市川さんお願いします。

（市川委員） はい。市川です。お世話さまです。全く資料についていけないのですが、同行援護について何か記載があったら教えていただけませんか。

（廣江座長） 事務局からお願いできますか。

（北村係長） はい。今回の説明の中では、特に同行援護については、はい、内容に含まれているものはございません。以上になります。

（小林課長） 市川会長様、障がい福祉課小林でございますが、はい。今回の報酬改定については、同行援護に関して触れられてはないんですけども、これを機会にちょっと御報告申し上げたいと思っているのが、同行援護研修ですね、研修について、できればその研修の内容を新年度県が委託して行う研修事業については、中身を少し、東・中・西部でやってるんですが、充実させてやっていきたいなというふうなことを、ちょっとライトハウスさんとも相談しながら進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（市川委員） 了解しました。ということは、報酬のことについては全く今回はないということではないんですね。

（小林課長） はい。特に変更ございません。以上です。

（廣江座長） はい、それでは、ほかには御質問等ございますか。はい、保木本さん。

（保木本委員） はい。ありがとうございます。すみません。手短に終わります。この新規開設事業所の一番下に書いてある、受入れニーズが特に高い重度障がい児者のサービスが不足している地域の事業所については適用対象外ということなんですけど、これ東部4町とかになると、もうそもそも資源が少ないとか、グループホームがない地域もあったりするので、こういった場合は適用対象外になるのかとか、この適用なのかどうなのかというのは、これは県や市が判断するってことの解釈でよかったのかというところの質問です。

（北村係長） はい、ありがとうございます。すみません。ちょっと具体的にどういった手続を踏んでという形はちょっと把握をしてはないんですけども、配慮事項に該当する地域かということにつきましては、現行の特別地域加算の対象地域になっているような中山間地域が、いわゆる事業所がそういった配慮措置の該当地域というところになっておりますので、指定の際である

とか、報酬単価の適用の際には、指定権者と各支給決定を行う市町村のほうで連携をして、適用実施になっているかどうかという確認を取っていくように流れになるかと思っております。以上です。

（保木本委員） ありがとうございます。

（廣江座長） ほかにはございますでしょうか。はい。それでは、本件につきましても以上とさせていただきます。

続きまして、鳥取県の障がい者プランの改訂について、国の基本指針改正などの動きも踏まえて御説明をお願いします。

（上田課長補佐） 資料のほうは資料番号3を御覧いただけますでしょうか。13ページになります。鳥取県障がい者プランの改訂について、国の動向等も踏まえて御報告させていただければと思います。1番、鳥取県障がい者プランの概要でございます。本県では、障害者基本法に基づく障がい者計画、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を一括して、統合いたしまして、鳥取県障がい者プランとして規定しております。現行のプランは、令和6年度～令和14年度までの9年間となっております。そのうち、障がい者計画は、令和6年度～14年度までの9年間を見据えた施策の方向性を規定しております。あと、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、令和6年度～令和8年度の3年間を目標に、サービス見込量等を規定しておりまして、令和8年度が終期でありますので、令和8年度中に改訂に向けて検討が必要な状況でございます。

続きまして2番、見直しのポイントということで、国基本指針案より抜粋させて状況等報告させていただければと思います。国の基本指針でありますけれども、市町村や都道府県が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針となりますが、このたび、改訂しております。以下のような成果目標等が新規に盛り込まれる予定でございます。直近の動向や本県における実情等も踏まえまして、鳥取県障がい者プランの改訂について検討していく予定としております。国の基本指針の詳細については、参考資料の33ページを参照していただければと思います。

主な成果目標として新規のものを抜粋してポイントのみを記載させていただいております。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築では、精神病床への30日以上再入院率でありますとか、心のサポーター数、K6により住民のこころの状態を把握であるとか、掲げられております。福祉施設から一般就労への移行等というところでは、協議会設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置とか掲げられております。また、障害児支援の提供体制の整備では、4つの中核機能の確保であったり、障害児等への伴奏的な相談支援体制の構築、連携体制の確保、また、強度行動障害を有する児に関する支援ニーズの把握、支援体制の整備などが掲げられております。相談支援体制の充実強化等では、のぞまないセルフプランの件数をゼロとするというようなことも掲げられております。

障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実の生産向上では、人材確保や生産向上に関するワンストップの窓口の設置であったり、生産性向上に向けた関係者の連携を図る協議会の設置が、記載が盛り込まれる予定でございます。障害福祉サービス等の質を向上させるような取組の体制の構

策として、各都道府県の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率、更新率を 100%にするといったような項目も掲げられております。それに伴いまして活動指標、新規として、次のような 13 ページになりますけれども、下に幾つか項目が挙げられております。施設入所者の地域生活の移行等ということで、都道府県・市町村でありますけれども、施設における居室の個室化等の取組状況、意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数、精神障害にも対応した包括、続きまして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、心のサポーター養成研修の実施回数、精神保健福祉相談員講習会等の実施回数などが挙げられております。

14 ページに行きまして、精神障害者の短期入所の利用者数とかが掲げられております。また、高次脳機能障害者に対する支援という、ここは項目自体が新設されていまして、高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数だとかの計 5 項目が新規に追加される予定でございます。また、相談支援体制の充実・強化等、都道府県の主要になります相談支援の体制整備の取組も追加される予定でございます。障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上、それで、都道府県ごとに設置された人材確保に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数であるとか、指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善等を取得している事業の割合だとかが盛り込まれております。

続きまして、鳥取県の障害者プラン改訂のスケジュールをそこに記載させていただいております。障害者施策推進協議会や本地域自立支援協議会をはじめ、様々な機会において、障がい当事者の方や関係機関等の方々の意見を伺いながら、プランの改訂を進めさせていただく予定としております。項目（内容）によっては、並行して各部会において検討を予定しております。そちらに第 1 回、第 2 回、第 3 回と、各月ごとのスケジュールを記載させていただいております。このたび、令和 8 年度中に改訂に向けての動きがあるということで、国の動き等のポイントとスケジュールということで、次年度には本格的に検討を進めるということの報告を併せてさせていただきました。説明については以上でございます。

すみません。あと 1 点ですけれども、参考資料として参考資料の 4 ということで 38 ページにつけさせていただいております。前回の全面改訂の際に併せて調査しました令和 4 年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査の結果ということで、参考として付けさせていただいております。説明としては以上でございます。

（廣江座長） はい、御説明ありがとうございます。次年度の検討が始まるスケジュールも含めての御説明でしたが、皆様、御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。はい、乾さんどうぞ。

（乾委員） はい。2 点質問がありまして、まず、13 ページの（1）成果目標の最初の新しい書いてある 3 つ目の K 6 により住民の心の状態を把握というのがちょっと分からないんですけど、K 6 っていうのも分からないので、そこをちょっと詳しく教えていただきたいのと、あと、アンケートなんですけれども、前回が平成 26 年、8 年ごとに行われるんでしょうか。次回はいつになるんでしょうか。前回、書くのがちょっと大変だったもので、次回はぜひスマホでピピピピッってできるようにすると若い人がしやすいかなと思ったりして。お尋ねです。以上です。

（廣江座長） はい、事務局から回答願います。

（上田課長補佐） はい。まず、3番目のK6による住民の心の状態を把握というところでございますけれども、この基本指針の記載というところで、具体的には地域の精神保健の医療保険体制の基盤整備の状況評価を検討するために、住民の方の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を把握することが望ましいというふうに記載がございます。そこで、住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の解決にあったK6という尺度がありまして、それを活用して評価することを基本とするということでございます。K6というのが、そういった住民の方の心の状況をする手法としてのことでございます。

それで、2点目といたしまして、アンケートですけれども、基本的にはこの長いスパン、障がい者計画の9年という長いので、その全面改訂に併せて、大規模なアンケートの調査を実施しているところでありますけど、ただ、計画の3年ごとの障がい者計画だとかの見直しに併せて、このたびの皆様の様々な意見を丁寧にお伺いしながら、それを反映したプランになるようにということと進めさせていただければと思います。

（小林課長） 少し補足ですけれども、今、担当から丁寧に皆様からの意見をお伺いしたり、あと、資料にもあるように、この自立協並びに施策推進協議会でも意見を聞くというふうに御説明をしたんですが、先日、3月中にありました県議会でも、そのプランの改訂スケジュール、どのようなつもりかということに対する質問に対しまして、知事のほうからは、関係団体、例えばここにお集まりだと自閉症協会の皆様ですとか、関係団体にも丁寧にヒアリングをしていきたいというふうに知事申し上げておりましたので、この自立協とか、会議の場だけではなくて、個別にヒアリング等も行っていきたいなと思いますので、御協力をお願いできたらと思います。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。乾さんよろしいでしょうか。ちなみに、K6って言ったりもしますけども、うつ病のスクリーニングテストみたいな、いや、6問だけの質問なんですね。本当、簡単にできるものですので、ネットですぐ検索すれば出てきますけども、神経過敏に過去30日にどのくらいの頻度で次のことがありましたかという質問で、神経過敏に感じましたか、絶望的だと感じましたか、そわそわ落ち着かなく感じましたか、それぞれの質問に全くないと、少しだけと、ときどきと、それで点数をつけて、何点以上だと重度のうつが推測されるというような形で使われる。質問もすごく少ないのでやりやすいというものになっています。これは必須の項目ではない、多分努力義務みたいな形なのかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。先ほど、アンケートの次回はいつ頃だっという質問があったと思いますが。

（上田課長補佐） アンケート、先ほどちょっと分かりにくい答えで申し訳ございませんでした。基本的には、この障がい者計画が9年ですので、長いスパンに併せて、こういった大規模なニーズ調査を予定してはいるというような状況でございます。ただ、繰り返しにはなりますけれども、その改訂の時期に併せて、皆様の意見をお伺いしながら進めさせていただくようにはさせていただきたいと思います。以上です。

（廣江座長） はい。今回は障がい福祉計画のほうの改訂が主な改訂になっていますので、9年

に1回の障がい者計画の改訂に併せてアンケートが行われるということになります。前回からそこを配慮していただいたんですが、その前までは前年にアンケートをしていたので、検討するときには間に合わなかったということがあって、前回から、前前年度にアンケートをしていただいて、それでも集約集計して分析結果が出るのは、もう検討する年度の大分夏頃になってから、ようやく県のほうから出てきたような記憶がありますので、その辺の検討が開始されるのに間に合うようなスケジュールでアンケートを実施していただければ助かるなと思っております。まだ、もうちょっと先の話になりますが、ほかにはいかがでしょうか。

（小林課長） はい。廣江座長、障がい福祉課小林でございます。今のアンケートの件、補足いただきましてありがとうございます。少し早くても2、3年後ぐらいにちょっと検討を開始するのかなとは思っておりますが、今、御指摘のように、本当の改正のときに間に合うように早めに準備できたらなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それで、ちょっと逆に私どもの説明がちょっと取り留めもなく、国からの示されたその基本的な事項、多岐に渡っているものですから、もし差し支えなければ、その廣江座長のほうでこの辺は注意しておくべきポイントだというふうなところがあれば、その市町村計画への反映の部分も含めて何か御示唆いただけると幸いです。以上です。

（廣江座長） はい。ありがとうございます。私に振られるとは思っていなかったのですが、ちょっと戸惑っておりますが。私もざっとこれ目は通してみたんですが、県の事務局に聞いてみたいところが1点と、あと、ポイントとなるとところというところで幾つかお話ししたいと思うんですが、1点聞いておきたいと思ったのは、障害福祉人材の確保のところでワンストップ窓口の設置っていうのは、これ都道府県単位で設置ということだと思うんですが、今のところ、どんなことが県庁の中では想定もしくは検討されているのか、どの辺り、倉吉に設置するのか、鳥取市に設置するのか、場所のところも含め、何かもう既に検討されていることがあればお聞きしたいなというところが1点です。

それから、ポイントとなるところとしましては、1つは精神障害にも対応した地域包括ケアシステムのところで、心のサポーター数というのが出てきます。このサポーター養成研修というのがあるんですが、国のほうは令和15年度までに100万人以上養成すると言っておりますが、残念ながら鳥取県内で今まで実施がほぼされておられません。市町村の障がい福祉計画で目標値を入れていただくことに今回なるんですが、この心のサポーターというのは、幾つか講座は分かれるんですが、私もこの養成研修の講師の研修を受けて、今年度境港市で鳥取県で初めて開催されときも講師を務めたんですが、この講師については、実は鳥取県内の精神保健福祉士協会の所属の精神保健福祉士が講師を10人ぐらい持っていると思います。御活用いただければと思いますし、よく聞かれるのがゲートキーパーをやっているから、心のサポーターはやってないですというような市町村が多いですけども、少しこの内容が違っていますので、そこは御周知いただいて、この目標値の設定なども前向きに取り組んでいただきたいと思います。

もう少し補足するとこの心のサポーターの養成研修については、今、児童版、子ども向けのものも開発中で、多分来年度、今、施行されていますので、来年度中にはどこかで活用ができるようになるのかなと思います。児童版については小学生も使える内容になっているということを伺

っていますので、こちらにつきましては、また、教育委員会等にも県のほうから周知などしていただけるとありがたいなと思っています。

あと、福祉施設から一般就労への移行ですとか、下のところで就労選択支援の圏域ごとの設置というのがあるんですけども、これも鳥取県では今のところ西部しかこの事業に取り組むところがないというふうに以前聞いていたんですが、この辺り、その後の新たな状況などありましたら、お聞きしたいところです。すみません。ざっと今思いつくところで、質問が2つになっておりますが、事務局からお答えいただけますでしょうか。

（小林課長） はい。廣江座長ありがとうございます。障がい福祉課小林でございます。まず、最初に人材確保のワンストップ窓口、これが県でセンター的なものをつくりなさいと、国でたしか方針が示されておりまして、これも、私どもとしても、実はちゃんと承知はしているんですが、現時点ではまだ具体の検討が進んでいないというのが実情でございます。とは言いながらも、一方で、今まで介護人材の確保策に比べて障がい福祉関係の施設での人材対策というのがあまり目立たずに、少しちょっと力を入れてこなかったところがあるので、遅ればせながら令和8年度の県の当初予算では、例えば高齢者介護分野で既に実施していた外国人材の受入れ支援、そういうふうなものに加えて、県外からUターンとかされる志望者の方への支援、それから高齢者の介護分野と障害福祉の分野、併せて仕事の魅力発信を一緒にしていきましょとか、そういうふうなことを中心に少し事業を新しく立てまして、遅ればせながらやっていこうというふうに予算案を今3月の議会に提案しているところでございまして、例えばその一環として、すぐく人数は少ないけれども、例えば鳥取短大の学生さんが、保育士さんが保育士を目指して修学資金の貸付けを受けて、それで、実際、県内の保育士になればそれが返還が免除されるという仕組みがあるんですけれども、そういう仕組みを、もし仮に保育所ではなくて同じ福祉人材として障がい福祉サービス事業所に就職しても、それは免除しましょと、そういうふうなところを少し取り入れたりして、少しずつではありますが福祉人材全体として大切にしようと、そういうふうな取り組みも始めようかとしているところでございます。とは言いながらも、廣江座長がおっしゃっていた、ワンストップ窓口については次の段階かなということで、まだちょっと手つかずでいるというのが実態でございます。

それから、もう1つは、就労選択支援の圏域ごとの設置の状況ですね。廣江座長が把握されているとおり、たしか西部圏域で2か所が今、指定を受けている段階で中部と東部にはまだ残念ながら指定の事業所がないというのが実態です。それで、実は水面下ではいろいろ関心を示している事業所などもあるんですが、ちょっと鋭意そういうふうなところに声をかけをしながら受皿づくりをするのに併せて、これは別途、あしーどのしゅーとの中島さんとちょっと協力をさせていただいて、中島さんに全面的にお願いをして、まずはアセスメントの質の向上を図るための研修もしっかりやっていこうということで、これも新年度予算で対応させていただく予定でございまして、そこのアセスメントの質の向上も図りながら、できるだけ新しい選択支援の指定事業所が、特に中部、東部に何とか指定できるように、私共も水面下で努力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

（廣江座長） はい。ありがとうございます。なかなか就労選択支援がないと、利用ができない

障がいのある方自身も、それはあまり好ましい事態ではないので、早期に新規立ち上げが図られるように願っているところです。ほかに何か御質問、御意見ございますか。はい、植村さんお願いします。

（植村委員） はい。13 ページで、これは障がい児支援のところのほうかな、に書いてある部分なんですが、強度行動障がいの方に対する支援ニーズの把握と支援体制の整備というのがあるんですが、強度行動障がい児だけでなく、この方たちに支援がたくさん行き届くということはもちろんいいことだと思うんですが、支援をされる方の人数が少ないということもあるんでしょうけれど、強度行動障がいではない、支援を必要とする本人さんたちのサービスが私としては少し足らなくなってきたような気がします。これは自分の子どものことを見ているそうなんですけれども、必要とするときに支援を受けることができなくなっているというようなことがありますので、この辺のことについては、人材面でも支援者の養成というのを充実させていただきたいなということ、それに関係してこの相談支援体制のところの、私が分からないのかもしれませんが、地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする。それで、こののぞまないセルフプランについては、私も本人さんたちからちょっと聞いたことがありますので、その辺のこともゼロにするということは今までそういう部分があったということなんでしょから、この辺のことも私は分からないので教えていただけたらと思います。

それともう1つ、その下の生産性向上に関するワンストップ窓口の設置、これは生産性向上についてのことが書いてあるので、もちろん生産性向上ということが全てのところのキーワードにはなっていると思うんですけど、この生産性の向上というのはどういうことを指しているのかをちょっと教えていただきたい。それと、活動目標の新規のものについての、意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数、この辺についても私自身がよく分かってないのかもしれないんですけど、どういうことを指していらっしゃるのかを教えていただきたい。それと次の14 ページなんですけれど、相談支援体制の充実・強化のところの都道府県における相談支援の体制整備の取組、これについても教えてください。

それとワンストップ窓口は先ほど廣江さんのほうも言っていっぱいしましたけれど、その辺のこともワンストップ窓口がどのような機能を果たしているのかも教えていただけたらうれしいです。それと最後の障がい者プラン改訂のスケジュールの中で、障がい当事者や関係機関等の方々の御意見を伺いながらという部分があるんですけど、私は実際にいろんな障がいのある人たちに接しておりますけれども、今の状態では障がい当事者さんの意見が反映されているとは、私はあまり思いませんので、この辺の障がい当事者さんイコール意見を言うことが難しいとかという、もしそういう思いがあられることがあるんだったら、それはちょっと、もう少し地域で暮らしている障がいのある人たちの意見を聞いていただく部分を増やしていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

（廣江座長） はい。ありがとうございます。全部で7点ぐらいあったかと思うんですが、事務局のほうから回答願います。

（小林課長） はい。植村さんからの御質問についてちょっと可能な範囲で、ひょっとしたらち

よっと漏れがあるかもしれないので、私が漏れがある場合はちょっと担当から補足をさせていただきたいと思います。すみません。まず、資料でいきますと13ページですね、強度行動障がいの方の把握、児童だけではなくて、者もということだと思いますし、あと、強度行動障がい以外の方のサービスも、もちろん足らなくなっているというのは、もちろんおっしゃるとおりだと思います。これは強度行動障がいの方に限らず、一般的に知的障害のある方、身体の方、精神障害のある方も含めて、これは全ての方に対して3障がい、サービスを充実していくように、これはプランをしっかり書き込んでいきたいと思いますし、そのための人材面での手当ても支援者の養成のこととかも盛り込めたらいいなというふうに思っております。

それから相談支援体制のこと、地域診断云々かんぬんがありましたときに、あと、のぞまないセルフプランのことですね、基本的には私がその各市町村さんからお話を聞いている限りでは、基本セルフプランというのはあり得ないのかなと思っていて、そこはちょっと実情私も隅から隅まで承知しているわけではないんですが、基本セルフプランはちょっと危険なのかなと思っているので、そういった意味でのぞまないというか、どうしてもやむ得ない場合は緊急的にセルフプランみたいなことがあったのかもしれないんですが、原則的にはやっぱりちゃんとした事業所がプランを立てていくというふうなことが原則だというふうに思っております。

それから生産性向上の話はちょっとこれ私ピンと来てないので、後ほどちょっと担当から補足説明できればさせていただきたいと思います。同じくワンストップ窓口の話は、先ほど廣江理事長から御指摘があったように、人材確保のワンストップ窓口というのは、これ県のほうに改めて設置しなさいというふうなことが国から方針が示されている、このことかなと思っておりますが、先ほど廣江座長への御質問に回答したとおり、まだ少し県では手つかずだというふうなところが実態でございます。

それから14ページに移りまして、都道府県における相談支援の体制の整備の取組、これ新規と書いておりますが、ちょっとこれも私ピンと来てないので可能な範囲でちょっとあとで担当から補足をさせていただきます。それから最後に障がい者プランの改訂のスケジュールですね。植村さんの周囲の方含めて、当事者の方の意見が必ずしも反映されていないような気がするというふうな御指摘でございました。先ほど少しこの議会で知事が質問したことに対する答弁、丁寧に当事者団体の方からもヒアリングを行っていききたいというふうに答弁したというふうなことを御紹介もいたしました。こういうふうな会議の場でだけではなくて、ぜひ、求めがあれば関係団体の方に直接ヒアリングをするその一環の中で、当事者の方の意見も吸い上げていくことができればいいなというふうに考えております。

ちょっと駆け足でしたが、私からは以上でございますので、ちょっと補足を担当のほうからさせていただきたいと思います。

（北村係長） 補足で説明させていただければと思います。まず、生産性向上に向けた関係者の連携ということで、これについては人材確保等の取組の地域の関係者の議論・勉強の場といたしまして、この障害者分野における関係者の協議会を設置して、福祉人材確保のためのプラットフォームとの連携、役割を図りつつ、福祉の各分野とも連携しながら包括的に取り組みを進めるということで、ワンストップ窓口と併せて示されている状況でございます。この協議会についても、

そういった国からの情報は承知しているんですけど、具体的にどうというまだところまで手元にはないですけども、この改正に併せて、今後、こういった状況をどうしていくかということを検討していくというような状況でございます。

それで、あと、活動指標のとこの施設入所者の地域生活への移行等ということで、意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数ということで活動指標についてでございますけれども、こちらのほうは各入所施設のほうで意向確認の担当者がこういった支援をするということは、もう既に基準上義務づけられてはいるんですけど、その義務づけられている中でその支援回数どれぐらいやっているかというのを指標化して見ていくというようなものでございます。

（廣江座長） 以上でしょうか。

（小林課長） すみません。ちょっと植村さんの思っていた回答に必ずしもなっていないところも、不十分なところもあるかもしれないんですが、本日、現時点で、口頭で回答できる範囲で説明をさせていただきました。ひとまず以上でございます。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。植村さんいかがでしょうか。

（植村委員） はい。ありがとうございます。障がいのある人たちの地域生活とかが充実してきたというふうに、いろんな部分で言われているんですけど、私は今、知的障がいのほうから出さしていただいていますけれど、私は個人的に言いますと、以前のほうが私個人的には母子家庭でやっております。けれども、私にとっては不便になってきた、ものすごく使いにくくなってきた、自分が必要としているときに使うことがなかなかできにくくなってきたという意識しか今のところはありません。それで、役員をするにしても、やはり家庭がきちっと誰かが見てくれる人があるとか、サービスを必要とするときに必要とする人間が、全てではないですけど、それが使えるという状況に私の場合はなりにくくなっているということは事実です。ですから、このように御質問をしました。

それと、これは同じ意味だと言われたらそうかもしれませんが、のぞまないセルフプランというのと、やむを得ないセルフプランは、私は微妙に違うんではないかと思っておりますので、やむを得なくこのセルフプランというものに沿っていつている親御さんたちがいるということは、私は本人さんたちから聞いている部分がありますので、その辺はもう少し掘り下げて聞いていただく場面があってもいいかなと個人的には思っております。ですから、ワンストップ窓口、いろんなことで全ての相談を受けますということも結構ですけども、やっぱりそれを受ける側の資質というものの向上もぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。この、のぞまないセルフプランの具体例としては、私が聞いているところでは、全国的に市町によって児童は全てセルフプランという市町村もあるんですね、そういうところは、本人が望むとか望まない関係なく、子どもはみんなセルフプランと決められているところもある。そういうところは明らかにのぞまないセルフプランの典型例になるのかなというふうには思います。

あと、生産性向上というところは、多分この流れでの書き方だとICTの活用であったりとか、そういうことで人材がなかなか少ない人数でもやっていけるように事務作業を簡略化したりとか、

そういったところが含まれてくるんだろうなというふうに思っていたところです。はい、ほかにはいかがでしょうか。

（保木本委員） すみません。保木本です。

（廣江座長） はい。

（保木本委員） 生産性向上の話が出ていたので、ちょっと補足というか、自分このフォーラムにこの前出ていて説明あったんですね、そもそも福祉現場における生産性向上って何だみたいな、昭和の時代だとすごい売上げを上げるとか、何かそういったふうに捉えがちで何かけしからんじゃないか、この表現がいかがなものかみたいなのところは上がっていたんですけど、これちょっと共有していいのかな、ちょっとそのときに出ていた資料、これ見えています。

（廣江座長） 見えました。

（保木本委員） ここで出しちゃっていいのか分かんないですけど、生産性向上の、ちょうどいいところ出ていました。何かこういう意味合いらしいです。支援者がそもそも一人一人の力を発揮してしっかり御本人さんの支援に当てる、業務の効率化みたいなのところも話は出ているんですけど、例えば、業務効率化した後に何をするかというところですよ。自分たちが楽になるだけではなくて、やっぱりその空いた時間とかがしっかり利用者さんに関われる時間をつくるとか、そういったところが生産性向上の目的っていうふうに言われています。

それで、これやろうと思ったら多分各組織ごとでしっかり現場と多分管理者も含めてしっかり話合いをしていかないといけない。なので、本当にここ人減らすとか、でも、本当ケアを充実させるというのが目的ですという説明がありました。なので、やっぱり法人の理念とかがあるんですけど、その現場のギャップが今、どうなっているとか、多分そこが課題なのでそこに向けて何かアプローチをして、ケアを充実させていきましょうというのが本当理念の実現とか、この辺の現場の、何か理念の妨げになっているもんは何だとか、本当あるべき姿を目指して取り組んでいくものというふうに言われているんで、ちょっとざっくりなんですけど、それでこんな話が出ていました。

多分、何かコロナ禍前ぐらいからこういう文言が、福祉現場でも出てきているようなんですけど、やはりこの辺の捉え方というか、もう、この説明の時点で捉え違いがあるとか、認識違いが出るので、意味を取り違えないようにしっかり説明をされていたので、やっぱりこれ進める前にしっかりこれが何なのか、どういう意味合いなのかというところをしっかりと周知しないといけなかなというふうに思いました。

でも、実践の例としては廣江さんおっしゃったように、やっぱりICTの活用みたいなのところを中心だったんですけど、それだけじゃないというところは言っていました。本当現場と組織の管理者がしっかり話し合って理念として掲げていることが、組織、事業所としていかに取り組めるかみたいなのところ、まずはしっかり現場と管理者で話し合えみたいな、何かそこが狙いなのかな、ちょっと何が狙いか、すみません。僕も委員会の話じゃ分からなかったんですけど、一応そういう話が出ていたというところの情報提供です。まだ、何かリーフレットみたいなのが多分近々出るような話が出ていたんで、またそれをしっかり読んでいただけたりと、何か地域の説明する場とかいるのかなというような話はちょっと聞きながら思っていました。すみません。ちょっ

と補足です。

（廣江座長） はい、保木本さんありがとうございます。多分、今の説明、本当にありがとうございます。質をさらに高めていくことにつながるというところがセットになってないと、単に職員の仕事を楽にするためのものじゃないよというところですね。最終的には利用される障がいのある方たちの支援の質が高まっていくというところが肝だろうというお話しだったと思います。はい、ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。植村さんの御質問が多分7点あったように記憶していますが、全部お答えされた感がおありでしょうか、大丈夫でしょうか。

（植村委員） はい。私も何を質問しようかと一生懸命あって、資料作っていて一遍に言ってしまうので、なかなか一つ一つ答えていただけるほどの深く何か質問がなかったかなというふうに思いますけど、でも、私はあくまでも親の会、知的障がいのある人たち親の会として出ていますので、なるべく親御さんたちの常に思っていることですから、とっても難しい話ばかりではなくて、それが愚痴のようになってしまうこともありますけど、私は行政の方たちや支援をしていらっしゃるプロの人たちにも、その辺のことをいかに本人もですけど、親御さんの言いにくいということも少し分かっていたきたいなというふうに思ったので、何か羅列したような形になりまして申し訳ありませんでした。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。植村さんがおっしゃった中で、私も本当にここ大事だなと思ったのが障がい福祉人材の確保のところ、かえって何か使いにくくなっているというのは、主にヘルパーさんのところがすごく感じられているんじゃないかなと思っています。移動支援とか、行動援護とか、その辺りの事業所が次々と手を引いている状況があって、一方では、就労系の事業所やグループホームはどんどんできていくんだけど、何ていうか、アンバランスさがすごくこのところ際立っているなという気がします。この障がい福祉人材の括弧のワンストップ窓口がこれから出きるということなんですけども、やはりヘルパーの事業所が減らないための取組だったり、人材が増えていくような、そういった取組も同時に窓口つくるだけでは解決しないと思うんですけども、セットで考えていただきたいなと思いました。

（小林課長） はい。廣江座長、障がい福祉課小林でございます。

（廣江座長） はい。

（小林課長） はい。今の御指摘、植村さんからの御意見も含めてありがとうございます。おっしゃるとおり、ヘルパー不足が障がい福祉人材だけではなくて、もう高齢者の介護の人材でも同じ課題を抱えておりますので、一緒になって縦割りではなくてやっていかねばならないという思いでございます。本当に植村さんからの御意見ごもっともだと思います。また、呼びいただければ出前説明会のような形で、植村さんのところの団体のお集まりに説明に伺うことも可能ですのでお声をかけていただけたらと思います。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。では、ほかの方はいかがでしょうか。なさそうでしょうか。一応議事はこれで全てになりますが、全体を通して、まだ、御発言いただいてない方からぜひ感想でも構いませんので、もし、お話しいただけたらと思いますが、あと、今回この議事3つなんですけども、第1回で示されたような課題についてですとか、あれはそう言えばどうなっているんだということなども、もしかしたらお感じになっている委員さんもいらっしゃる

かもしれませんので、今年度最後になると思いますが、次年度に向けてもこういうことを考えてほしいとかいうようなことがありましたら、併せて御発言いただけたらと思いますが、では、まだ発言のない委員さんから、ぜひ御発言いただきたいんですが、どなたからでも、もし、挙手していただければありがたいんですが、いかがでしょうか。はい、今西さん、はい、お願いします。

（今西委員） これといって聞きながら、感想ぐらいのものと、あと、中部に所属しているので中部の中で気になるなって聞きながら思ったところを少しだけ話をさせてください。まず、就労選択支援ですけど、西部しか今ないというところで中部でも何とか、ただ、資格要件がやっぱり難しいってところがあって、この自立支援協議会の中でも資格要件を何とか下げるだとか、考えてもらえませんかって話はしたんですが、この前、あしーどの中島さんにちょうどお会いする機会があったので、そこで話をしたときに、資格要件はやっぱり下げられないというふうに聞きまして、この質ということを担保していくことを考えると、そこに至ったんだみたいな話を少ししました。

でも、そうすると中部の中はなかなかないんじゃないかなってところでちょっと危惧したなというところはあるので、ここは多分この全体会というので、また就労選択部会とか、そちらのほうになるかもしれませんが、何か本当に手を挙げやすいとか、じゃあ、この選択支援をしていこうっていうメリットとか、そういったものを分かってもらえるような機会をぜひ設けてもらいたくなって聞きながら思ったところなんです。あとは、プラン改訂に伴ってということでもいろんなことが新規でされていきますが、ぜひ地域性に沿って、これが本当によりよいものになっていったらいいなと思って聞かせてもらいました。以上です。

（廣江座長） はい、今西さんありがとうございます。就労選択支援も国のほうでも令和11年に8万2,000人以上は利用しているという目標を立てているようですが、鳥取県にそれを当てはめて見ると、各圏域でも目標値出るんじゃないかと思うんですが、ぜひ、なかなかハードルが高い部分もあって、向かいたくても向かえないみたいな状況もあろうかと思いますが、そこを少し柔軟性を持って取り組んでいただくとか、何か打開策も検討いただければと思います。はい、ありがとうございます。

同じく中部の障がい者地域生活支援センターの飯田さんいかがでしょうか。

（飯田委員） はい。中部障がい者支援センター飯田です。よろしくお願いします。今日は協議会全体会に参加していて、その中でも、今日特に私のほうも鳥取県障がい者プランの改訂の新規で上がっているものも興味深かったんですけども、やっぱりその親亡き後の問題という話も出ていたり、あとは施設入所者の地域移行の話だったり、あと、行動障がいのある方の話だったり、話題に出ているほう、あと、プランで新規で上がっていることも少し連動しているところもあるかなと思っていたので、これが掲げるだけでなく具体化できるように取り組んでいけたらなと思います。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。では、続いて河内さん、いかがでしょうか。

（河内委員） すみません。ここから参加させていただいています鳥取市基幹相談支援センターの河内です。本当にいろんな意見が出ていたんですけど、私自身も先ほど今西さんからお話があったんですけど、就労選択支援のことがやっぱりちょっと気にはなっていて、このままだとほん

とに目標値と現実とがすごく開きが出てしまうんじゃないかというところで、言ってみたらなくても何か就労支援できているというような現実が、何かなかなかそっちに向かえないというような何かそういう形になって、そのうまみというか、そうですね、就労選択支援のほんとの目的というのが、そういったのがどんどん忘れ去られていっているんじゃないかなとちょっと、既にそんな気がしています。

なので、やはりもうちょっとこの事業の意義であるとか、そういったことでやっぱりちょっと県単位で何か動きがあったほうがやっぱりいいのかなってちょっと感じています。それと人材確保のことがやはり出ていて、県のほうもいろんなことを考えてくださっているんですけども、やっぱりこれについてはほんとに鳥取はやっぱり人材育成するんだけど、やっぱりどんだん県外に出ていってしまっているっていうこともあるので、少なくとも県外に出してしまわないように、入ってきていただけるんだったらやはり何かのこういった利点があるよってというような形で言えるようにしっかり予算を立てていただけるとうれしなとすごく思います。すみません。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。では、行政の方にも参加いただいていますので若桜町の仲山さんでしょうか。

（仲山委員） 若桜町の仲山です。聞こえてますでしょうか。

（廣江座長） はい。

（仲山委員） はい。ありがとうございます。私のほうからちょっと感想のほうになってしまうんですけども、鳥取県の障がい者プランの改訂というところで、障害福祉計画、若桜町のほうも多分東部の4町のほうも改訂になるかと思いますので、ここについてもこの基により地域に合った改訂内容でちょっと協議をしていけるように、4町の自立支援協議会のほうでも話をしていきたいなというふうに思っているところです。その東部4町の就労支援部会の中でも話にあったんですけど、報酬改定の中で、なかなかその福祉人材の処遇改善加算のところ、各事業所での賃金というところがなかなか上がらないっていうふうなところもあるようですので、そういったところをより実情に合った体制というか、支援ができるような環境がつくれていけたらなっていうふうに思っているところです。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。鳥取県は福祉人材の給料がすごい高いよっていうことになったら、県外にいた若者が帰ってくるじゃないでしょうか。鳥取県独自の処遇改善をぜひ御検討いただけたらと思います。じゃあ、倉吉市の若さんとお呼びすればよかったですか。すみません。お願いできますか。

（若委員） はい。倉吉市若と申します。感想という形なんですけども、今日、先ほど植村さんが言われたやっぱり当事者の方が今使いにくくなっていると言われたことがすごい自分の中では残ってまして、来年度障がい者プランの見直しであったり、ほかの事業についてもやっぱりそういった当事者の方の意見というのをしっかり聞いていかなければいけないなというのをちょっと今日、改めて思ったところです。はい。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。では、米子市橋本さんの代わりに森さんですね、出ていらっしゃるの。お願いできますか。

(森委員) はい。橋本が議会对応でいけませんので森が代わりに出席させていただいております。全体的な感想、感想というか、話を聞いていて思ったところっていうことなんですけれども、意見申出制度についてなんですが、今まで総量規制というものが米子市というか、西部圏域ですね、あったところからスライドしてこういった制度に移行していくっていう中で、そこに対して計画、その市の計画というのが深く食い込んでくるようになるっていうことなので記載する文言だったりとか、どういったことを載せるのかとか、どういった課題があるのかっていうところはやっぱり注意してやっていかんといけんなというところは深く感じた次第です。

それで、最後のほうに出た就労選択支援の話ですね、今現在、唯一米子市に唯一というか、2つですけれども、米子市に2つあるというところで実際の運用だったりとか、実際に利用してどうだったとか、そういったメリットですとか、参入ハードルをちょっと低くできるようなお手伝いがその米子市としても鳥取県さんのほうと協力してできていけばいいかなと聞いていて思ったところです。すみません。以上です。取り留めのないところで失礼しました。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。じゃあ、県庁にいらっしゃる鳥取市の足立さんお願いできますか。

(足立委員) 鳥取市の足立です。鳥取市のほうでも計画新たにつくり直しているところで、幾つか国のほうから示されているものもあるんですけれども、やっぱり私が思うのは、市町村ごとの考え方ってどっかに入れないといけないだろうなと思っていて、例えばその精神障がい者の手帳がある人口割なんていうものがあったとして、鳥取県ってかなり高いところに位置づけられていますので、単純に全国平均取って伸び率掛けてみたいなところだと、なかなかあんまり植村様がおっしゃられた当事者の声みたいなのもなかなか鳥取としてはうまく反映できてないことになってしまうんじゃないかなっていうのを結構思っているところがあります。

それで、自立支援協議会としてもその当事者の方を巻き込んでいくとか、ピアサポートさんを巻き込んでいくとか、そういったところを今計画というか、一緒にできないかなと思っているところなので、自立支援協議会の活動とこの計画をうまく合わせていきながらやっていける年にしたいなって来年は思っております。はい。以上です。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。尾崎さんいかがですか。

(尾崎委員) すみません。ありがとうございます。本当に感想なんですけれども、先ほど植村さんが言われていたその使いにくいとか、あと、当事者の声をどういうふうに反映させていくかっていうところで、何か改めてほんとにどこまで反映されたものになっているのかなとか、そういった視点を持って今一度考えていかないといけないというふうに感じたのと、私も相談支援専門員としてそういったところをこういったところに提出、意見を出していかないといけないというふうに思いました。以上です。

(廣江座長) はい、ありがとうございます。市川さん、最後一言何かあればお願いできますか。

(市川委員) 市川です。一言質問はしたんですけど。私のほうとしては関係団体として多分意見交換会とか持たれる、前回は持たれたはずなので、そこでいかに我々としても受け入れられる意見をたくさん出せるかどうか、その辺りだと思っていますので、その節はよろしく願います。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。じゃあ、椿さんどうぞ。

（椿委員） すみません。ありがとうございます。先ほどから廣江会長からもお話があったんですけども、人材確保というところがすごく喫緊の課題と思っています。西部でも毎月の連絡会においても地域課題で各事業所からヘルパー不足ということが上がっている現状があって、事業所で退職者が出るとたちまち障がいのある方の暮らしが立ち行かなくなるというか、相談員も事業所に調整をするんですけども、なかなか今を維持することさえ難しくなっているという現状があるかなと思っています。地域で障がいのある方が生活できないなんていうことが出てくるんじゃないかと懸念しています。今日の話の中でも鳥短の仕組みの活用等も話が出てたと思うんですけども、何かしら新たな仕掛けというか、何かないと本当にこの課題の解決に結びつくのは難しいかなと、何かその辺り新たな知恵を出し合って工夫をしていく必要が、仕組みづくりが必要かなというふうにすごく感じました。

あと、先ほどの米子市の森さんのほうから総量規制とその意見申出制度のことについて、スライドして移行していく方向というようなお話があったと思うんですが、ちょっと確認なんですけれども、それは今後もそれぞれ両輪で取り組んでいくっていうことでよかったでしょうか。

（廣江座長） じゃあ、今の質問は県庁から回答してもらったほうがいいですかね。

（小林課長） はい。県の障がい福祉課小林でございます。おっしゃるとおり、今後もそれぞれで総量規制はあくまで就労Bに限った話ですし、そののやっぱり質を担保するという今の取組非常に重要だと思っておりますので、そこを上手に組み合わせながらしっかり西部圏域特有の課題も解決できていっているのではないかなというふうに考えております。ちょっと宿題をいただいたその違い等については少し整備して、また、委員の皆様にはお示ししたいと思っております。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。すみません。オブザーバーで参加のはるひなの寺坂さんせっかくお越しのようですので、何か一言御感想でも。

（寺坂オブザーバー） 東部4町基幹寺坂です。感想といいますか、東部4町という地域のことになるんですけども、やっぱり人口も少なくて資源が少ないという中で、やっぱりいかにどうやって人材を確保して定着できるように支援をしていくのかっていうのが大事になるなと思って聞かせていただきました。

生産性向上っていう言葉が多様で使われてはいたんですけど、やっぱりその意味合いというのはあまり今回知らなくて、その意味合いというのは教えてもらったのでそういったことをもうちょっと深堀しながら、地域のほうでそういったことを活用できるようにしていきたいなと思いました。以上です。

（廣江座長） はい、ありがとうございます。県の子ども発達支援課さんも参加されているようですが、何か御感想などあれば最後。

（柴田課長） はい。ありがとうございます。ちょっと中座しており大変失礼をいたしました。当課のほうでは、この自立支援協議会の医療的ケア児のところを担当させていただいています。2月にも開催をし、その医療的ケア児をめぐる送迎支援だとか、レスパイトの問題だとか様々な課題について県の令和8年度事業の取組なども含め意見交換をさせていただいたところです。引

き続き椿部会長とともに、医療的ケア児の問題についてはしっかりと取り組んでまいりたいふうに思っております。

そして、今日障がい者プランの議論もあったというふうに認識をしております。子どもの部分も計画の中にしっかり盛り込んでいく必要があり、障がい福祉課と連携し、しっかりとしたい計画になるように頑張ってまいりたいと思います。本日はありがとうございます。

（廣江座長） はい、ありがとうございました。一応これで全員の方が何かしら御発言、コメントされていると思いますが、すみません。では、事務局にお返しいたします。

（上田課長補佐） 皆様、長時間にわたりまして本日は誠にありがとうございました。以上をもちまして鳥取県地域自立支援協議会を閉会させていただきます。皆様、お忙しいところ誠にありがとうございました。ありがとうございました。

（小林課長） 本当に皆様ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

（廣江座長） ありがとうございました。お疲れさまでした。